

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年四月六日（号外第七十七号）国土交通省告示第四百十三号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二	下	一五	同条第三項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第一号から第六号	同条第二項
---	---	----	--	-------

二ページ下段十六行目と十七行目の間に次のように加える。

2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合す

るものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

第二百二十二条第三項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第一号から第六号を次のように改める。

(原稿誤り)

二	下	終りから	取付装置として
二	八	取付装置の指定	の指定
二	終りから	取付装置として	の指定
二	二	同条第三項第七号を第十号とし、第四号から六	同条第二項

号を三号ずつ繰
り下げ、第一号
から第六号

二 ページ下段終りから一行目の次に次のように加える。

2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

第二百条第三項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第一号から第六号を次のように改める。

(原稿誤り)

三 上 一七 取付装置の指定 取付装置として

	"	"	"	"
	"	"	"	"
	二五	二三	一九	一八
に改める。	別添九四・一・ 一・を次のよう	・ 別添九三・一・ 一	、次のように	側方照射灯
に加える。	別添九四・一・ 一・に次のよう	・ 別添九三・一・ 〇	、同項に次のよ うに	の指定 側方照射灯又は これに準ずる性 能を有する側方 照射灯

//

// 二一六から二一八

イセビ 削除

モビ

4.1.1. イセビ
ライザは、自動
車の自走に必要な
制御装置（ス
タータモータ、
イグニッション
、燃料供給機能
、空気圧解除式
スプリングブレ
ーキ等）のうち
一つ以上のもの
の機能を停止す
ることができ
る構造でなければ
ならない。

四ページ下段終りから十七行目と終りから十六行目の間に次のように加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(原稿誤り)

五	上	四	五
〃	〃	運転者 1 名 (55 kg) のみ	燃料、冷却水及び潤滑油の全量並びに燃料装置の容量の90%以上となる燃料の量
〃	〃	運転者 1 名 (55 kg) のみ	燃料 (燃料装置の容量の90%以上となるように燃料を搭載すること。)
〃	〃	八	並びに冷却水及び潤滑油の全量
〃	〃	運転者 1 名 (75 kg)	
〃	〃	八	運転者 1 名 (75 kg)

kg)のみが	kg)のみ
I 111 光源モジュール	光源モジュール (1個以上の非 交換式光源を含 み、工具を使わ ない限り光源固 定装置から取り 外せない、装置 固有の光学部品 をいう。)
I 112	この場合におい て、自動車製作 者等は、光源に 給電するのに必 なお、この試験 の実施のため、 自動車製作者等 は、光源に給電

			<p>要な特殊電源を求められた場合は提供できなければならぬ。</p>	<p>するのに必要な特殊電源を求められた場合には、提供しなければならぬ。</p>
	〃	〃	<p>117 試験</p>	<p>5. 及び6. の判定のための試験</p>
	〃	〃	<p>118 終りから</p>	
			<p>119 次に掲げる位置でそれぞれ規定している値を下まわらないこと</p>	<p>次に掲げる位置ごとにそれぞれ規定する値以上であること</p>

〃	〃	六	〃	〃
下	〃	上	下	〃
一〇 光源	三 終りから 最小値要件	五 終りから 最大光度と最小 光度	七 終りから 規定に定める	四 終りから 次に掲げる値 次に掲げる位置 ごとにそれぞれ 規定する値
光源（電球等）	最小光度値	最大値と最小値	別紙 1 の 2. に定 める	